

車椅子常用者世帯向住宅及び準車椅子対応住宅から 一般向住宅への住替え要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、車椅子常用者世帯向住宅及び準車椅子対応住宅（以下「車椅子住宅」という。）に入居中の世帯が、入居者又はその同居者の死亡・転出等の理由により入居時の資格を失った場合に、当該市営住宅を本来の目的に沿った利用に供するため、一般向住宅への円滑な住替えについて必要な事項を定めるものとする。

(住宅の斡旋)

第2条 車椅子住宅の入居者が、他の市営住宅への斡旋を必要とする場合は、原則として、同一団地内の一般向住宅を斡旋するものとする。ただし、同一団地内に斡旋する適当な住宅がない場合は、立地条件、築年数その他諸条件の均衡を考慮したうえで、他の市営住宅を斡旋することができる。

(斡旋の除外)

第3条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者については、住宅の斡旋を行わない。

- (1) 高額所得者
- (2) 迷惑行為者
- (3) 家賃滞納者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員
- (5) その他市営住宅に入居すべき資格を満たさない者

(敷 金)

第4条 斡旋住宅への移転を行う者については、現に入居している車椅子住宅の既納敷金を充当する。余剰が生じた場合は、還付し、また不足額が生じた場合は、その差額のみ徴収するものとする。

附 則

この要領は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(要領名称の改正)

- 1 この要領は、「車椅子専用住宅（特定目的住宅）から一般向住宅への住替え促進要領」を改正したものである。

(施行期日)

- 2 この要領は、平成23年4月1日から施行する。